

36 住居確保給付金

制度内容	離職等により又は休業等の個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し離職等と同程度の状況で住居を失った方、または住居を失うおそれのある方で、受給要件を満たした方に対し、求職活動を行うこと等を条件に一定期間家賃相当額を支給します。
対象者	離職等により又は休業等の個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し離職等と同程度の状況で住居を失った方、または住居を失うおそれのある方 ※ほか、収入要件・資産要件・求職活動等要件あり
必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 離職等関係書類（離職票等） <input type="checkbox"/> 収入関係書類（給与明細書、雇用保険受給資格者証等） <input type="checkbox"/> 金融資産関係書類（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の記帳済の通帳等全て） <input type="checkbox"/> 賃貸借契書（最新の契約期間のもの） <input type="checkbox"/> 公共料金領収書 など
お問い合わせ先	生活福祉課 生活支援係（本庁2階） ☎525-3725

37 市営住宅への仮入居

制度内容	犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難になった方について、市営住宅に一時的に入居することができます。
対象者	公営住宅法に規定する住宅困窮要件を満たす方で、下記のいずれかに該当する方 ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方 ・犯罪被害により収入が減少し生計維持が困難となった方
必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請者及び同居予定者の本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 所得課税証明書（取得する年度についてはお問い合わせ下さい。） <input type="checkbox"/> 納税証明書（取得する年度についてはお問い合わせ下さい。） <input type="checkbox"/> 世帯の収入がわかる書類（収入状況によって提出書類が異なります。） <input type="checkbox"/> その他（世帯の状況によって提出が必要になる書類があります。）
お問い合わせ先	住宅政策課 市営住宅係（本庁6階） ☎525-3757